令和7年10月 登米市福祉事務所子育て支援課 (認定こども園(幼稚園機能分1号認定)を**利用中・利用希望**の方向け)

教育・保育給付認定申請・入園申込 令和8年度 な育・保育給付に係る現況届

1. 教育・保育給付認定について

幼稚園や認定こども園(幼稚園機能)などを利用する場合、

居住する市町村から教育・保育給付認定(1号認定)を受ける必要があります。

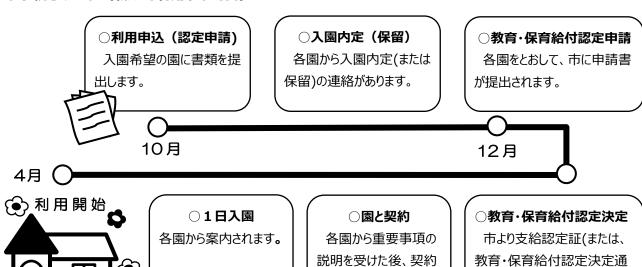
また、既に認定を受けている児童も、世帯状況の確認のため年に1度、現況届を提出する必要があります。

「新規で認定こども園の幼稚園機能分の利用を希望する方」や「現在認定こども園の幼稚園機能を利用して おり、来年度も引き続き利用する方」は、この案内をよくご覧いただき、認定申請及び現況届の提出をお願いします。

○認定区分

(1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童	幼稚園
	(教育認定)	(教育時間外の預かり保育を利用する場合も含む)	認定こども園(幼稚園機能)
Ī	2号認定	保護者が「保育を必要とする事由」を有しており、	保育所
	(保育認定)	保育を希望する満3歳以上の児童	認定こども園(保育所機能)
Ī	3号認定	保護者が「保育を必要とする事由」を有しており、	小規模保育事業所
	(保育認定)	保育を希望する満3歳未満の児童	事業所内保育事業所

○手続きの流れ(新規で利用する場合)



を交わします。

知書)が送付されます。

2. 教育・保育給付認定申請について (新規で利用する方)

新規で認定こども園(幼稚園機能)の利用を希望する方や他の認定こども園(幼稚園機能)に転園を希望する方は下記の書類を提出してください。

(1)必要書類

- ①教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施利用(調整)申込書 児童 1 人につき 1 部 ※裏面の「記載例」をよくお読みになり、漏れのないよう記載してください。
- ②施設ごとに提出が必要な書類

※施設によって必要書類が異なります。詳細は各施設へお問い合わせください。

(2) 申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、入園を希望する認定こども園へ提出してください。

受付期間

令和7年 10月15日(水)から 10月31日(金) (土日は除く)

- ※幼稚園機能分の入園は、定員になり次第締切です。(選考方法は各施設へお問い合わせください。)
- ※施設によって受付時間が異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。
- ※各総合支所では受付できませんので、ご注意ください。

3. 現況届について(引き続き利用する方)

既に認定こども園(幼稚園機能分)を利用しており、来年度も引き続き利用を希望する方は下記の書類を施設へ提出してください。

現況届は、現在の状況を確認するための届け出です。確認後、認定内容に変更がない場合、<u>支給認定証(ま</u>たは教育・保育給付認定決定通知書)の再交付は行いません。

(1)必要書類

- ①教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施利用(調整)申込書 児童1人につき1部 ※裏面の「記載例」をよくお読みになり、漏れのないよう記載してください。
- ②施設ごとに提出が必要な書類

※施設によって必要書類が異なります。詳細は、各施設へお問い合わせください。

(2) 申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、利用している認定こども園へ提出してください。

受付期間

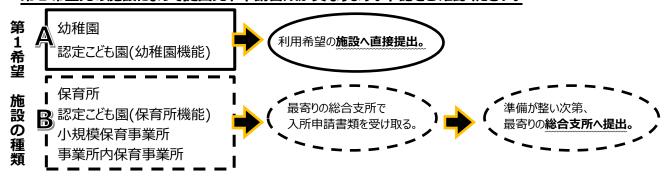
令和7年 10月15日(水)から 10月31日(金) (土日は除く)

- ※施設によって受付時間が異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。
- ※各総合支所では受付できませんので、ご注意ください。

4. 注意事項

●保育所や認定こども園(保育所機能)の併願を検討している方

第1希望先の施設によって提出先や申請書類が異なります。下記をご確認ください。



- ※第1希望がAの施設で、第2・3希望がBの施設の際は、利用施設又は最寄りの総合支所で次年度入所申請書類を受け取ってください。
- ※認定こども園の保育所機能を希望する際は、○○○認定こども園(保)と記入してください。

●登米市外に居住している方

施設を利用する際に必要な教育・保育給付認定は、居住する市町村(住民票のある市町村)で認定を行います。そのため、期限や提出書類は、市町村ごとの取り扱いになりますので、居住地の市町村に確認をしてください。

●令和7年1月2日以降に登米市に転入した方

令和7年1月1日時点で登米市に住民票がない場合、副食費等の判定に必要な課税状況を把握することができません。令和7年度市町村民税額(所得割額)を確認できる書類(課税証明書や市町村民税・都道府県民税額決定通知書など)を提出してください。申請書にマイナンバーの記載がある場合は提出の必要はありません。

●マイナンバー制度について

申請書にマイナンバーを記載することにより、課税証明書等の添付を省略できます。

マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)と番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。 ※祖父母等が代理で申請をする場合も、「申請する保護者」の番号と身元の確認を行います。

対象者	申請する保護者(申請書の保護者氏名欄に記入されている)	方)
	A マイナンバーカード	
確認書類	B 以下の書類2点(写しでも可)	
唯秘音規 (A·B のいずれかの書類)	①番号確認のため(どちらか1点)	②身元確認のため(1点)
(A'D のいすれがの音科)	・マイナンバー通知カード	運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書
	・マイナンバー記載の住民票	建料光計証1グ1人が三い寺の与真竹さ身が証明者

●支給認定証の任意交付について

「支給認定証」の交付は任意となっているため、『教育・保育給付認定決定通知書』を発行しております。

必要に応じて、「支給認定証」の交付を希望する(次ページ⑨)場合、申請内容の変更や転園、転出となった場合、 既に交付されている「支給認定証」を市へ返却していただく必要があります。

支給認定証を希望しない場合は、「教育・保育給付認定決定通知書」を送付します。記載の内容は、「支給認定証」 と同じものとなります。

問い合わせ先:登米市福祉事務所子育て支援課

南方町新高石浦 130 番地(登米市南方庁舎 1 階) TEL: 0220-58-5562

教育,保育給付認定(変更)申請書(現況屆)兼施設利用(調整)申込書

保育給付) 子どものため

(あて先)登米市長 (施設・事業所長)

Ш Щ 令和 △ 年 ○

保護者氏名 2

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定(変更)を申請します。(現況を届け出ます。) また、施設の利用 調整)を申し込みます。

	ふりがな		10 +44	障害者手帳
申請に係る	氏 名		17±74	療養手帳の有無
小学校就学前	<u> </u>	R	(
子ども	福祉 守	30 年 5 月 1 日生(000000000000000000000000000000000000	男女	一無
	現住所: 〒 987-0401			
保護者	一般来市 由方町新南石浦130	自名電話	自宅電話番号 0220-58-0000	8-0000
★ 所・連絡先		(交携帯)		0000-000
<u> </u>		(母機帯)	S	0000-000
認定者番号	※既に支給	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。) S	現在の利用施設
		保護者の労働又は疾病等の事由により、保育所等において保育の利用を	の利用を	
保育の希望の	有 : 希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。	願の場合を含む。)		
(※) 単単 (9	(無): 幼稚園等の利用を希望する	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)	_	
1 世代 地址	不不,不好只不是他们的自己不是一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	计条件等 日本日曜日本年日 不足力		1

---保育所等」とは、保育所、認定ことも國(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。 - 「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定ことも國(教育部分)をいいます。

・「有」を〇で囲んだ場合は①~④に、「無」を〇で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい

① 利用を希望する期間及び希望	る期間	及び希望	談	(事業所)名	听)名		· 品	の欄はi	护町村記載	難ですの	で、記	入する	* 印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
利用を希望する期間	誾		4	令和 〇 年 4 月 1	争	4	-	E ANS	日から 令和 〇 年 3 月 31 日まで	⊕	H	31 H	まで
(施設(中采所)名	-*所)	名					希望理由	H			*事業所番号
利用を希:	第1	00こども園(1号認定)	観(1号	認定		<u>—</u>	記が	ら近し	自宅から近いから				
施設(事業)	第2	第2 ΔΔこども国(1号認定)	置(1号	認定		無	く野	の通り	職場への通り道だから	٠,٠	\	7	
	第3	□□幼稚園				盤	事	職場に近いから	15			6	
支	給認定	:給認定証の交付を希望される保護者の方は右欄へOを記入してください	望される	保護者	か方は	右欄	\ 0 2	記入し	てください			7	

000000000000 000000000000 000000000000 000000000000 備考 (個人番号) က 会社員 会社員 ₹ 1 1 職業、学校 農業 男女 男、女 男女 男女 男・女 男・女 男・女 男・女 体別 **⑤** H·R 63 年 10 月 10 日生 田 ● H·R 40 年3月3日生 生年月日 ·S·H·R 年 月 © H · R 1 ∄ ··S·H·R 年 ··S·H·R 年 · S · H · R 子どもと の続柄 祖父 祖母 * 中 世帯の状況(同居の世帯員 有權 福祉 育子 半十 ふくし たもつ ふくし ながお ふくし ひさこ 福祉 保 生活保護の適用の有無 こくい つくぐ 绐 ふりがな 福祉 出 子どもの世帯員(世帯分離を含む

③ 保育の利用を必要とする事由等

※保護者の労働、疾病等の事由により保育所等において**保育の利用を希望する場合**に記入してください。

(=	続柄	必要とする事由			無	
保育の利用を必要とする事件	*	□就労 □疾病・障がい、□介護・看護 □災害復旧 □火職活動 □就学・職業訓練 □信仰・配偶者等から暴力を受けるおそれ □育牧取得時の雑機利用	^			
I b	Φ	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい、□介護・看護 □災害復旧 □光職活動 □就学・職業訓練 □信件・配偶者等から暴力を受けるおそれ □育休取名時の雑練利用	^			
家族の状況		□ひとり親家族 ・ 5	Z左記以外			
希望する		利用曜日		利用時間		
利用時間		曜日から曜日まで	盐	分から	時 5	分まで
④ 税情報等	の提供	税情報等の提供に当たっての署名欄 12				
市が子どものための教育 情報(同一世帯者を含む。	おめの 名を	必要な市民税の 閲覧し、その情	福祉	田		
報に基づき決定 育施設等に対し、	とた者と	線に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保 育施設等に対して提示することに同意します。 (母)	福祉	子 草		
		(祖父)	福祉	長雄		
		(银母)	福祉	寿子		

番号箇所は漏れなく記載してください。 ※記載上の注意※

- ①提出日
- 認定保護者氏名(記載した保護者が認定保護者となります)
 - 個人番号(マイナンバー) <u>`</u>
- 認定者番号(すでに認定を受けている方は認定書から転記) 4
- 現在の利用施設 ※現在利用している場合のみ。 (D)
- 保育の希望の有無(幼稚園、認定こども園(幼)の場合 無に〇) 6
 - 利用希望期間(入園から卒園まで) (C)
- 希望施設(保留になる場合もあるため、第3希望まで記入してください。 @
 - 支給認定証の交付を希望される方のみ○を記入 6
- 世带状況 . (2)
- 事業所内保育事業所を希望する場合は必ず記入してください。 【4.注意事項 ❸で第2、3希望施設に、保育所、認定こども園(保)、小規模保育事業所、 保育所や認定こども園(保)の併願を検討している方】を確認。
- 税情報の閲覧等(幼稚園、認定こども園(幼)の場合 両親のみ署名) (2)